

令和3年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年12月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和3年12月24日 午後2時34分							
閉 会	令和3年12月24日 午後3時47分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		大賀 文吉 ・ 岩崎 新一						
議事参与		堀越 延年 ・ 森光 亮介						
書 記								

会議事件名

- 議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第50号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 議案第51号 違反転用事案報告書に伴う農業委員会の意見について (案)

顛末

開会 午後2時34分

【会長代理】 これより、令和3年第12回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 議案書の訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号9番 大賀 文吉 委員、番号11番 岩崎 新一 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第46号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 3筆

番号21、22については、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業です。県営ほ場整備事業である鴻巣・行田地区の土地改良事業の区域内の農地です。現在、受人を含めた各耕作者への農地集積を目的とする換地計画に基づく工事を実施中ですが、工事完了後は、換地後の農地において水稻を作付する計画となっています。

番号21
受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されており、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認

	められます。申請地の取得後における農地の経営面積は824.06アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号21について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号21について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号22について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号22 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は900日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1497.58アールで

	あり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号22について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号22について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第46号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。

	<p>議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 3筆</p> <p>番号7</p> <p>申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地として利用しています。今後も今までどおり申請人が利用するため、本申請地を農家住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【河野 博 推進委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第47号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。									
【一同】	(全員挙手)									
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第47号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。									
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="347 824 863 958"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>5件</td> <td>9筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>7筆</td> </tr> <tr> <td>地上権の設定</td> <td>1件</td> <td>6筆</td> </tr> </table> <p>番号83</p> <p>受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請面積は119㎡ですが、隣接する宅地と一体で建築される予定です。</p>	所有権の移転	5件	9筆	使用貸借権の設定	2件	7筆	地上権の設定	1件	6筆
所有権の移転	5件	9筆								
使用貸借権の設定	2件	7筆								
地上権の設定	1件	6筆								
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。									
【藤村 徳之 農業委員】	番号83について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。									
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。									

<p>【永澤 幸一 推進委員】</p>	<p>す。</p> <p>番号83について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号84について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号84</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業者に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月となっております。また、農地改良にともない、あらかじめ市環境課には事業計画協議申請書を提出済みです。なお、農地改良完了後、農地所有適格法人が麦を作付けする計画となっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【萩原 豊 農業委員】</p>	<p>番号84について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内農地(原則不許可農地)に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間のことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【木暮 剛 推進委員】	番号84について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号85について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号85 受人は、現在市外で売電事業等を営んでおりますが、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを859枚設置し、発電の規模は249.9kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎 新一 農業委員】	番号85について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電施設を設置するという一方で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問

	題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【今井 徹 推進委員】	番号85について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するというのですが、隣接する農地との境界にはフェンスと土留めを設置し、委託業者が定期的に除草を行うことになっています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号86について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号86 受人は、現在市外に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号86について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目

	的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号86について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号87について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号87 受人は、現在市外に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号87について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号８７について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号８８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号８８ 受人は、現在市外に家族２人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号８８について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【安野 悦男 推進委員】	番号８８について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号８９について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号８９ 受人は、現在市外で売電事業等を営んでおりますが、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを２１６枚設置し、発電の規模は９６．１kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号８９について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径５００メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電施設を設置するということ、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたしま

	す。
【馬場 勝美 推進委員】	番号89について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するということですが、隣接する農地との境界には素掘りを行い、安全対策としてフェンスを設置し、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号90について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号90 受入は、現在市外で売電気事業等を営んでおりますが、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを352枚設置し、発電の規模は156.6kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号90について調査してまいりました。申請地は、おおむね300メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電施設を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号90について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するというのですが、隣接する農地との境界には素掘りを行い、安全対策としてフェンスを設置し、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【事務局】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第48号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第49号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。番号4について、渡邊秋夫農業委員より議案説明をお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号4 この件につきまして、令和3年12月15日に事務局とともに申請地の調査を行いました。本案件の審査対象となる農地は適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

<p>【議長】</p>	<p>それでは採決を行います。議案第49号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第50号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うに当たっては、その公正な実施が図られるよう、事前に目標や推進方法について明らかにするとともに、各現場において農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員の活動が市全体で整合性のとれたものとなるようにする必要があります。</p> <p>このため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるように努めなければならないとされておりますことから、指針の策定について上程するものです。</p> <p>なお、指針には、担い手の農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法について定めることとされており、推進委員は、その活動を行うに当たっては指針に従って行わなければならないとされております。また、指針を定めた時は、遅滞なく公表しなければならないこととされております。それでは、別紙の鴻巣市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。</p> <p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をもとに説明。</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>第2 具体的な目標と推進方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊休農地発生防止・解消について 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について 3. 新規参入の促進について

	<p>各々の数値目標と、その目標の達成に向けた具体的な推進方法について説明。</p>
【議長】	<p>ただいまの説明について、農業委員会が指針を定めようとするときは、現場で農地等の利用の最適化の推進を行う農地利用最適化推進委員の意見が指針に反映されるようにする必要があることから、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。</p> <p>このため、まず、農地利用最適化推進委員の方から意見を求めます。何かご意見はございませんか。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>①現状の遊休農地面積が8.8haとありますが、今年度を実施した農地パトロールの実績が反映されている面積ですか。</p> <p>②農地パトロールで遊休農地として把握した農地について、今後はどのような対応になりますか。</p>
【事務局】	<p>①8.8haは令和3年4月1日現在の数字です。</p> <p>②各所有者に利用意向調査を行い、自身で耕作・管理、もしくは中間管理機構等に貸し付けるかなどを確認する予定です。</p>
【江原 浩昭 農業委員】	<p>担い手の中には、兼業ではなく自営業をしながら農業も営む「半農半x」も含まれるのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>担い手というと、まず認定農業者が頭に浮かびますが、これまでのやり方として、市が経営改善計画を審査し、認定農業者としての承認がされれば担い手農家として位置付けられています。</p>
【議長】	<p>それでは、農業委員の方も含めて、改めて、意見や質問を求めます。何か意見はありませんか。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>指針では、遊休農地の解消目標の中で管内の農地面積が2,998、遊休農地面積は8.8haとある一方、担い手への農地利用集積目標では管内の農地面積は2,990haとあり、整合性を取る形で2,998.8に修正した方が良いと思います。</p>
【事務局】	<p>修正いたします。</p>

【議長】	それでは採決を行います。議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第51号 違反転用事案報告書に伴う農業委員会の意見について(案)について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	令和3年9月21日頃から屈巢地域内の農用地区域内農地に、農地法等の手続きがなされていない中で県外土木業者が所有者の意向に反して膨大な土砂等を盛土したことに伴い、県知事宛てに農業委員会の意見として報告するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	①搬入業者と地権者との間に契約はされていきましたか。 ②地権者は警察に被害届を出していますか。
【事務局】	①契約はされています。 ②警察には被害届を出していますが、現状では警察としてあまり動けない状況とのことです。
【矢部 英利 農業委員】	現地写真では耕作放棄地として見えますが、営農はされていたのでしょうか。
【事務局】	以前から大きな木や小屋があったため、事務局より該当農地が違反転用ということで忠告しております。
【藤村 徳之 農業委員】	今後、市などから注意喚起は行われるのでしょうか。
【事務局】	今後の対応については関係部局に協議していきたいと思えます。

【渡邊 秋夫 農業委員】	県に違反転用事案報告書を提出した後、どのような対応が予定されていますか。															
【事務局】	現時点では今後の対応は未定ですが、引き続き県と連携して指導を行っていく予定です。															
【議長】	それでは採決を行います。議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。															
【一同】	(全員挙手)															
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり決定いたします。続きまして、															
	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和3年11月11日～令和3年12月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table data-bbox="703 1216 1350 1256"> <tr> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>1,096㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table data-bbox="379 1317 1350 1458"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>28件</td> <td>50筆</td> <td>10,723.93㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>179㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>31件</td> <td>53筆</td> <td>11,998.93㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、</p> <p>その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告をお願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>	2件	2筆	1,096㎡	所有権の移転	28件	50筆	10,723.93㎡	使用貸借権の設定	1件	1筆	179㎡	合計届出件数	31件	53筆	11,998.93㎡
2件	2筆	1,096㎡														
所有権の移転	28件	50筆	10,723.93㎡													
使用貸借権の設定	1件	1筆	179㎡													
合計届出件数	31件	53筆	11,998.93㎡													
【一同】	(特になし)															
【議長】	次に事務局から何かありますか。															
【事務局】	<p>①生産緑地の斡旋について</p> <p>②農業者年金のチラシ及び普及資材について</p>															

③「農業経営及び農地利用状況に関する調査票」の流れについて

【会長代理】

これをもちまして、令和3年第12回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和4年1月25日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時47分